

4. 本部員は、市長事務部局の部長、病院長、消防長、教育長、水道事業管理者、議会事務局長をもってあてる。

5. 市長は、前項に定めるもののほか、必要と認めるとときは、市長事務部局の職員のうちから本部員を任命することができる。

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

2. 本部会議は本部長、副本部長および本部員をもつて構成し、本部長がこれを招集する。

3. 本部会議は、次の事項についてその基本方針を決定する。

(1) 災害予防に関すること。

(2) 災害応急対策の実施ならびに調整に関するこ

と。

(3) 配備態勢の決定に関すること。

(4) その他本部長が必要と認めること。

4. 本部の庶務は、総務部総務課において行なう。

(活動および組織)

第5条 災害活動は、別表のとおり部、班を置き、それぞれの活動にあたる。

(配備態勢)

第6条 本部員は、本部長の命令にもとづき、次の各号の区分による配備態勢をとらなければならない。ただし、本部長の命令がない場合にあっても、その状況に応じてその配備態勢をとることができ。その場合は、ただちにその旨を本部長に報告しなければならない。

(1) 第1号配備（水防指令第2号の場合とする）

災害発生のおそれがあるが、その時刻、規模等推測困難な段階および小規模の災害が発生した場合において、少數の人員を配置して主として情報連絡にあたる態勢。

(2) 第2号配備（水防指令第3号の場合とする）

中規模の災害の発生が予想される段階および中規模の災害が発生した場合において、所属職員の1割から5割までの人員を配置し、防災活動にあたる態勢。

(3) 第3号配備

大規模の災害の発生が予想される段階および大規模の災害が発生した場合において、所属職員全員を配置して防災活動にあたる態勢。

2. 本部員は、前項の規定にもとづき所属職員を配

## 宝塚市災害対策本部設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、宝塚市災害対策本部条例（昭和38年条例第17号）第4条の規定にもとづき、災害対策本部（以下「本部」という。）の設置および運営について必要な事項を定めるものとする。

### (本部の設置)

第2条 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第23条の規定により、市の区域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるときに設置する。

### (組 織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員および他の必要な職員をもって組織する。

2. 本部長は、市長がこれにあたる。

3. 副本部長は、助役、収入役をもってあてる。

置したときは、直ちにその人員を本部長に報告し

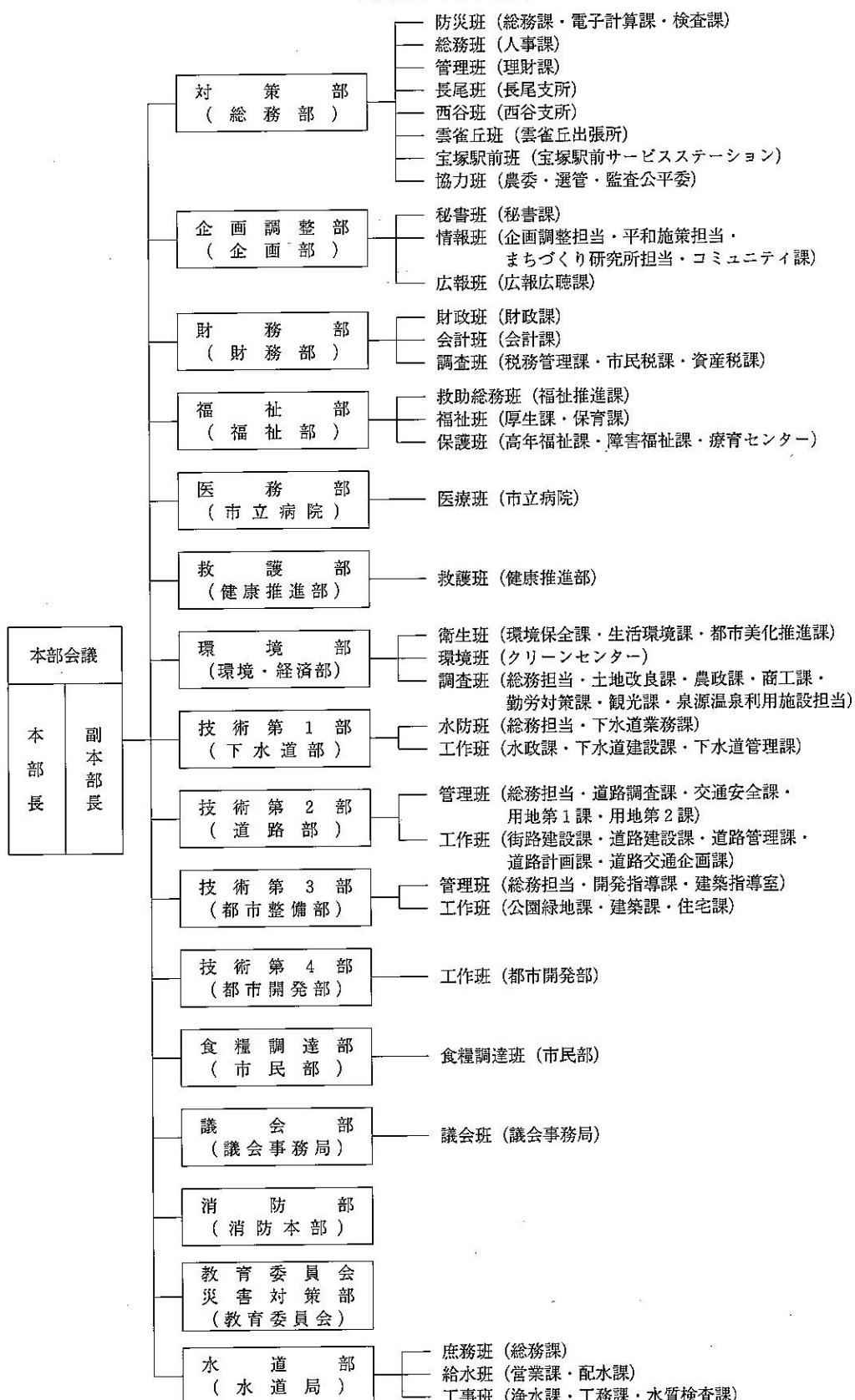
なければならない。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動

に関し必要な事項は、その都度本部長が定める。

災害対策本部組織図



宝塚市災害対策本部及び水防本部設置に関する事務分担表

部 長	班 長	事 務 分 掌
対 策 部 (総務部長)	防 災 班 (次 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。</li> <li>本部会議に関すること。</li> <li>配備体制その他災害対策本部長命令の伝達に関すること。</li> <li>避難勧告に関すること。</li> <li>気象情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>その他災害応急対策全般の調整に関すること。</li> <li>水防本部設置時における技術第1部水防班への協力に関すること。</li> <li>各部の対策実施状況のはづに関すること。</li> <li>被害状況及び対策実施状況の記録及び参考資料の収集に関すること。</li> <li>県本部その他関係機関への報告、連絡に関すること。</li> <li>災害に関する議会との連絡に関すること。</li> <li>各部各班への連絡調整に関すること。</li> <li>民間団体への協力要請に関すること。</li> <li>災害に関する文書の浄書印刷及び収受発送に関すること。</li> </ol>
	総 務 班 (人 事 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>職員の動員配置に関すること。</li> <li>配置に関する各部との連絡に関すること。</li> <li>労務者の雇用に関すること。</li> <li>給与に関すること。</li> </ol>
	管 理 班 (理 財 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>電話電信及び交換手の確保に関すること。</li> <li>災害対策の配車計画及び運行に関すること。</li> <li>市有財産の被害のとりまとめに関すること。</li> <li>応急資材及び物資等の調達に関すること。</li> </ol>
	長 尾 班 (支 所 長) 長 谷 班 (支 所 長) 雀 丘 班 (出 所 長) 宝 塚 駅 前 班 (所 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>所管区域の災害情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>所管区域における各部の活動への協力に関すること。</li> </ol>
企 画 調 整 部 (企画部長)	協 力 班 (農 業 委 員 会 長) (事 務 局 長) (選 举 管 理 委 員 会 長) (事 務 局 長) (監 察 公 平 委 員 会 長) (事 務 局 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>他部への協力に関すること。</li> </ol>
	秘 書 班 (秘 書 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害視察者及び見舞者の応援に関すること。</li> <li>本部長、副本部長の被災地視察に関すること。</li> </ol>
	情 報 班 (企 画 調 整 担 当 主 幹)	<ol style="list-style-type: none"> <li>隣接都市の相互応援協力及び他機関との重要な涉外に関すること。</li> <li>避難命令勧告その他市民に対する必要事項の伝達に関すること。</li> </ol>
財 務 部 (財務部長)	広 報 班 (広 報 広 聴 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>報道機関との連絡及び災害公報に関すること。</li> <li>災害状況の写真記録に関すること。</li> </ol>
	財 政 班 (財 政 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害に関する予算措置に関すること。</li> <li>国県からの災害関係資金に関すること。</li> </ol>
	会 計 班 (会 計 課 長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>救助資金及び見舞金の出納に関すること。</li> <li>災害に関する物品（用品等）の払出に関すること。</li> </ol>

部 長	班 長	事 務 分 掌
財務部 (財務部長)	調査班 (市税担当参考事)	1. 人家の被害調査に関すること。 2. 調査部への応援連絡に関すること。
福祉部 (福祉部長)	救助総務班 (福祉推進課長)	1. 災害救助対策全般の調整に関すること。 2. 日赤等社会福祉団体への連絡に関すること
	福祉班 (厚生課長)	1. 被災証明書の発行に関すること。 2. 災害救助法に関すること。 3. 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4. 応急物資及び食糧の配分に関すること。 5. 応急食糧の調達に関すること。 6. 応急たき出しに関すること。
	保護班 (高年福祉課長)	1. 避難誘導及び避難者の救出移送に関すること。 2. 避難所の設営管理に関すること。 3. 収容避難者の世話及び調査に関すること。 4. 避難者及び遭難者の名簿作成並びに氏名の掲示に関すること。
医務部 (病院長)	医療班 (副事務局長)	1. 負傷者、その他被救助者の応急医療に関すること。 2. 医薬材料の調達供給に関すること。 3. 救急患者収容に関すること。 4. 救護所における救護に関すること。
救護部 (健康推進部)	救護班 (総務担当主任幹)	1. 現地医療班との連絡調整に関すること。 2. 応援、救護に関すること。 3. 医療関係機関との連絡及び出動要請に関すること。
環境部 (環境・経済部長)	衛生班 (環境経済部参考事)	1. 死体の搜索及び埋火葬に関すること。 2. 防疫に関すること。 3. 行政無線の活用による全般的な被害調査に関すること。
	環境班 (クリーンセンター所長)	1. 災害による一般廃棄物の収集及び処理に関すること。 2. 清掃業者との連絡に関すること。 3. 衛生班への応援協力に関すること。
	調査班 (次長)	1. 公共土木施設の被害調査に関すること。 2. その他の被害調査に関すること。 3. 他部への応援協力に関すること。
技術第1部 (下水道部長)	水防班 (次長)	1. 応急土木資材の確保に関すること。 2. 災害資材庫の管理に関すること。 3. 水防本部設置及び閉鎖に関すること。 4. 配備体制その他水防本部長命令の伝達に関すること。 5. 自動車の借上、人夫の招集、記録に関すること。
	工作班 (次長)	1. 公共下水道等の水路の情報収集に関すること。 2. 山崖情報の収集に関すること。 3. 公共下水道等の損壊の応急措置に関すること。 4. 山崖くずれの応急措置に関すること。
技術第2部 (道路部長)	管理班 (次長)	1. 道路情報の収集に関すること。 2. 通行止及び危険の揭示工作に関すること。 3. 資材等の輸送に関すること。 4. 技術第3、第4部との連絡調整に関すること。
	工作班 (道路整備室長)	1. 応急防備工作に関すること。 2. 発生災害の応急工作に関すること。
技術第3部 (都市整備部長)	管理班 (開発指導課長)	1. 住宅造成等開発行為箇所を巡視し、被害状況を調査報告すること。 2. 被害宅地、危険宅地等応急措置に関すること。

部 長	班 長	事 務 分 掌
技術第3部 (都市整備部長)	工 作 班 (次 長)	1. 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 2. 応急仮設住宅の予定地計画及び応急対策に関するこ と。 3. 災害住宅の緊急対策に関すること。 4. 応急仮設住宅の建設に関すること。
技術第4部 (都市復興部長)	工 作 班 (宝塚駅前再開発室長)	1. 技術第1部との連絡調整及び協力に関すること。
食糧調達部 (市民部長)	食 糧 調 達 班 (市 民 部 次 長)	1. 応急食糧(従事者)の調達に関すること。 2. 福祉部への応援協力に関すること。
議会部 (議会事務局長)	議 会 班 (次 長)	1. 議会の災害対策活動のための情報の収集及び連絡に 関すること。 2. 議会の災害調査活動の補佐に関すること。
消防部 (消防長)		1. 水、火災等の災害防御及び警戒に関すること。 2. 災害に関する警報の伝達に関すること。 3. 消防器材に関すること。
教育委員会 災害対策部 (教育長)		1. 宝塚市教育委員会災害対策要綱に定める事項
水道部 (水道事業管理者)	庶 務 班 (事 務 担 当 次 長)	1. 各部団体との連絡に関すること。 2. 諸資材の調達に関すること。 3. 被害地との応急連絡に関すること。
	給 水 班 (事 務 担 当 次 長)	1. 被害地への応急給水に関すること。
	工 事 班 (技 術 担 当 次 長)	1. 清浄水施設の被害状況調査に関すること。 2. 配給水施設の被害状況調査に関すること。 3. 清浄水施設の応急復旧計画に関すること。 4. 配給水施設の応急復旧計画に関すること。 5. 緊急送配水工事に関すること。 6. 水質検査に関すること。